

風連町・名寄市合併協議会
第6回 新市建設計画小委員会

日 時 平成16年10月8日(金)午後6時～
会 場 名寄市民文化センター視聴覚室

1. 開 会

石王事務局長：皆さん、おばんでございます。大変お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、第6回新市建設計画小委員会を開催をさせていただきたいと思っております。

尚、本日の委員会に風連町の橋本委員、名寄市の中島委員から都合により欠席というご連絡をいただいております。また太田副会長はまだ来ておりませんが、若干遅れてこちらの方に入るというご連絡をいただいているところでございます。いずれにいたしましても委員15名中12名が出席ということでございまして、委員会が成立していることをご報告をさせていただきたいと思っております。

尚、以降の議事につきましては堀江委員長の進めでよろしくお願いをいたします。

2. 委員長挨拶

堀江委員長：どうもおばんでございます。

8月9日開催の第5回の小委員会から早いものでございまして2カ月が経過をしたところでございます。その間委員会とは趣を変えまして、5回に渡る懇談会を開催し、分野ごとの懇談を進めてまいったわけでございます。先月の21日に最終の会議を開催したところでございます。懇談の内容につきましては、後程事務局から説明をいただきますが、委員の皆様のご多大なるご理解とご協力のもとに、会議の目的に沿って課題項目についての検討が活発な議論のもとに展開できましたことを、改めて心からお礼を申し上げます。

また、本日は先の懇談会で東委員さんからのご提案がありました短大の4大化について大学設置準備室の職員の皆さんにお越しをいただきまして、ご説明を受けることにしております。議事では財政推計について協議に付す予定でございますので、本日の会議よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま申し上げましたとおり、議事進行の関係で、会議日程を変更いたしまして、先に5番目のその他の2点について説明を受けてまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

3. その他

堀江委員長：それでは、(1)の市立短大の4大化計画について、準備室の中尾参事官

よりご説明をいただきたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

中尾参事官：おばんでございます。大学設置準備室の中尾です。私の方から大学設置計画の概要につきまして説明をさせていただきます。

お手元にお配りをしております資料に基づいて説明をさせていただきますけれども、まず初めに短大の沿革について少しお話をさせていただきます。

市立名寄短期大学は昭和35年、1960年になりますが、名寄女子短期大学として開学をしておりまして、開学当時は家政科1科で入学定員は60名でありました。栄養士の養成と、それから中学校の家庭科の教員を養成するというところで開学をしておりまして、当時道内におきまして短期大学は国立で1校、これは小樽商科大学の2部ということで、今はもうなくなっておりますけれども、当時国立で1校、それから私立で8校、このうち7校が札幌圏で1校は函館市ということで、道北の名寄におきましての開学につきましては、大英断による開学というふうに私ども認識をしております。

開学後間もなく、財政問題から議会論争が起こりまして、とりわけ昭和35年の開学から昭和42年にかけて市費の繰り入れが大学費の60%から80%を占めるという、こういう状況の中でありまして、この論争の中で道立移管問題が浮上いたしました。名寄市では家政学科に看護学科を併設をするということで、ぜひ進めたいという強い意思がありましたし、一方北海道の方は家政学科については一定の道内の需要があるので、各種学校として看護学科単科でなら引き受けることを考えると、こういうことで平行線のまま、まともらずに時間が経過した経緯がございました。

ところが、昭和40年代に入りまして、短大の急速な拡大期を迎えることになりました。とりわけ女子の進学率が伸びたということが要因でありますし、もうひとつは国の財政措置が受けられるようになったと。昭和45年に特別交付税で措置がされまして、更に昭和48年からは普通交付税に織り込まれることになりまして、この両者が相まって運営の安定化が見られるようになりました。

短大の歴史は改革の歴史でもありまして、昭和41年には60名の定員を80名に改定をしまして、昭和55年にはこの定員80名を更に100名と。昭和56年には家政系1科を家政専攻と栄養専攻に専攻分離をしまして、更に昭和57年には道北地域研究所を開所しております。昭和59年には児童専攻課程の設置をいたしまして、このときから3専攻体制、入学定員150名という短大になっております。

平成元年には名称を市立名寄短期大学と改めまして、学科名称を生活科学科、このうち3つの専攻を持ちまして、生活科学専攻、それから栄養専攻、児童専攻ということで、合わせて男女共学もこの年度に果たしております。更に平成6年に看護学科を開設をしまして、現在の2学科3専攻体制、ちょうど1ページの5番目の改組計画の既設短期大学というところに記載をしておりますとおりの状況になって現在に至っております。

短大の改組問題につきましては、平成11年からの課題でありまして、その発端は市長が

七戸へ前学長に短大の将来像を描くように要請をしたことに始まっております。このときの時代背景は少子化、女子の4大志向、更には教員養成のために持っております生活科学専攻がどうも衰退をしていると、こういう状況でありまして、ひとつは全国、全道的な流れ、更には本学が持つ本学自身の問題ということで始まったわけでございます。以来昨年の9月議会の第3回定例会におきまして推進決議を得るまで、足かけ5年にわたる論議を重ねたものであります。議会論議、市民論議の中心はやはり財政問題でありまして、特に構造改革、これの流れをくむ三位一体の改革が打ち出されまして、地方財政の先行きが見通せない中での改革論議でありましたので、財政問題に終始したことは時期的にはやむを得ない状況であったとも考えております。

ただ、運営収支面から見ますと、現在の短大におきましても、ほぼ自立をしている状況でございますし、また4大に改組後はさらにこの自立の度合いが増すものと考えております。過去の校舎整備にかかわる部分につきましては、地方債を借り入れをして整備をしております、この元利償還金を除く運営費を見ますと、ちょっと10ページ飛びますけれどもご覧をいただきまして、10ページの14年度、15年度の欄で、一番下の収支が14年度は9,500万ほどの赤字、それから15年度決算で見ますと9,480万ほどの赤字となっておりますけれども、このうち施設整備にかかわる起債の償還分を除きますと、平成14年度決算ではおおむね7億円、このうち交付税が4億2,000万、受験料、入学料、授業料等の大学納付金が2億6,000万円、その他の収入が2,000万で、ほぼ収支の均衡が保たれております。これが翌年の15年度決算ではおおむね7億6,000万、このうちの交付税が4億5,000万、大学納付金が2億8,000万、その他の収入が2,000万円で、ここでも収支の均衡が保たれていることとなります。この状況は4年制大学に改組後はより改善をされまして、黒字が見込まれるものと考えております。大ざっぱにお話しをしますと、大学運営は地方交付税と大学納付金でほぼ賄われていると。いわゆる市費の持ち出しはないということになります。

それで、現在改組を予定している大学の学部、学科につきましては、1ページにお戻りをいただきまして、改組予定大学ということで、社会福祉学科、栄養学科、看護学科の3学科からなる保健福祉部を予定をしております、尚、現在の児童専攻につきましては、ここしばらくの間短大の方がよりニーズが高いということで、短期大学部を併設をして残すということで考えております。学生の総定員は700名、これに開設後3年次目から編入学も受け入れを予定しておりますので、この分を加えますと730名ということになります。

それで、2ページをご覧いただきまして、この収支の基本的な考え方、特に主だったものについてちょっとお話しをさせていただきますと、まず地方交付税の措置が公立の大学にはございまして、これにつきましては本来国が果たすべき役割を地方が担っているということで、大学運営にかかわる収支の合わない部分を国が地方交付税によって財政措置をしております、具体的に申しますと、学科の系別ごとに5月1日現在の学校基本調査に基づきまして、この学生数に交付税、学生1人当たり単価幾らということで算出がされておまして、

これにつきましてはちょっと9ページをお開きをいただきますと、本年度で申しますと、まだ私も短大しか持っておりませんので、看護が理科系に当たりまして、学生1人当たり102万3,000円、それから生活科学科は3専攻全部まとめて家政系というカウントがされていまして、学生1人当たり76万3,000円と、こういう交付を受けておりまして、実はこの地方交付税による措置は昭和48年の制度化以来平成14年度、これがちょうど国が構造改革をスタートさせるところと時期を同じくするわけでありまして、平成14年で初めてダウンをするまでずっと伸び続けておりました。平成16年度ではこの算入単価がベース単価で9.5%のマイナスということで算定をされておりました、今後につきましてはほぼ本年度で三位一体の改革の1割程度の削減というのが単年度で済んだというふうに判断をしております、今後はこの算入単価につきましては、フラットに推移するものと考えて試算をしております。

それから、収入のもうひとつの根幹になります大学納付金につきましては、基本的な考え方として受益者負担の考えもございませぬけれども、ただ公立としての使命や、更には今説明をさせていただきました交付税措置があるということを踏まえまして、受験料、それから入学科、授業料等につきましては、現行の国立大学と同じ水準を考えております。

ただし、その他の納付金につきましては、実験系大学といいますが、看護とか栄養は実習、実験が伴うものですから、これらにかかわる実費相当分として考えまして、名寄市独自の設定をしております。この金額につきましては公立大学の平均値で求めておりました、この数字につきましては3ページの上段の方に掲載をさせていただいております。

それから、次に施設整備につきましては、下の表で普通建設事業として施設整備にかかわって年度別の事業費等を記載をしておりますけれども、これと対応する表としまして7ページをちょっとご覧いただきますと、年度別の工事の内容別の事業費を掲載をさせていただいております、ここで上から3番目の増築分、これが現在の短大校舎とそれから旧恵凌高等学校の間に現在準備を進めております校舎の新築の分でありまして、これらの財源につきましては地域活性化事業債と一般単独事業債の併用を予定しております。

それから、改修分につきましては1億9,230万ですが、ひとつは旧恵凌高校の改修ということで、これにつきましては本年度内閣官房が進めております地域再生計画の認定を得まして、リニューアル債を活用するということを予定しておりますし、この分につきましてはおおむね1億4,000万、残り5,000万につきましては現在の短大の校舎を一部改修するということでありまして、これにつきましては北海道振興基金の活用を考えております。

それから、外構工事につきましては8,100万ほど予定をしておりますが、これは地域活性化事業債と一般単独事業債の併用を考えておりますし、合わせて振興基金以外の起債充当残につきましては、再生事業債を活用することで事業年度の一般財源の支出を抑制をする調整をとっております。

それから、この表の中で備品整備ということで括弧書きで3億ほど計上しておりますが、これにつきましてはちょっと4ページに戻っていただきまして、4ページの一番上の表なの

ですが、実は当初は北海道備荒資金組合の譲渡事業の活用を想定をしております、これですと5年償還ということで、単年度の償還額が7,000万を超える金額になります。そこで今回の9月の議会で議会と相談をさせていただいて、今持っている基金を活用することで償還年度を倍に延ばして、単年度の償還額を軽くするという調整もさせていただいております。

それから、この事業につきましては、実は道の単独補助事業で、新設大学整備補助金というものがございまして、これは平成12年から平成19年までに開学をする大学について施設整備費、これは起債を借入れをして当然整備をするわけですが、この起債の元利償還金の2分の1以内かつ25億円を限度として補助するというものでありまして、既に道の窓口であります総務部の学事課を含めて道と協議を続けておりまして、基本的合意を得ている状況でございます。ただ、道の予算補助ということでもございまして、補助額の確定については予算編成の中で行っていくということでもございまして、ここに計上している補助額とプラスマイナスが出る可能性は残しております。

次に、8ページをご覧をいただきまして、8ページがこの設備投資の財源として起債を借入れをする分の償還の見通しということでございまして、下の方の修正後計画ということでご覧をいただきたいと思っておりますけれども、今回の施設整備にかかわる起債の借入額は15億1,100万を予定しております、実は地活債あるいはリニューアル債を使うことによりまして、起債の元利償還金の一部に地方交付税が公債費として充当される予定でございます、この総額が3億3,800万、道の補助金は今のところ5億7,400万円を予定しておりますので、一般財源につきましては、一番下の欄で元利償還のピークになりますと単年度おおむね5,900万程度の支出ということになりますが、ただ名寄市の場合は現在20億から22億単年度で公債費を償還しておりますので、これにつきましては中長期的な資金運用ということで、十分対応が可能であると考えております。

こうした基本的な収支の考え方に基きまして集計をとったのが、もう一度戻っていただきますけれども10ページの総括表でありまして、18年に開学をしますと一番下の収支欄をご覧いただきますと、18年度は2億9,100万の赤字と。19年度は2億7,200万円の赤字、平成20年度は1億5,200万、21年度で190万、22年度では逆に2,400万の黒字ということになりますが、実は先程、前段でも説明させていただいたとおり、この分につきましては運営費だけでなく設備投資の償還も加わっておりまして、設備投資の償還分を除きますと18年度は1億700万程度、19年度は8,000万程度の赤字と。これが20年度には4,400万の黒字、21年度は1億9,000万の黒字、22年度は1億9,300万の黒字ということで考えております。

こうしたことから、十分に自立した運営が展開できると考えております。現在校舎の西側では工事のための準備作業が進められており、今月の19日には安全祈願祭が予定をされております、これを境に本格的な工事に入る予定を組んでおります。

更に、来月の26日には来年4月の大学設置申請に向けて、文部科学省との事前協議も予

定をされております。スケジュール的には来年の4月に今、申しました文部科学省に大学設置申請を出しまして、6月ごろになろうかと思えますけれど、合わせて厚生労働省の方に管理栄養士と看護師、保健師の養成機関としての設置申請もしてまいります。今のところ来年の末に文部科学省、更に厚生労働省から認可がおりるものと考えております。

以上、簡単ですけれども、設置計画の概要について説明をさせていただきました。

堀江委員長：説明が終わりました。

せっかくの機会でございますので、お聞きしたい点が何点かあれば質問を受けてまいりたいと思います。どなたかございませんか。

はい、どうぞ。

川村委員：風連の川村でございます。

説明をいただいて、私も初めて具体的な説明をいただいたものですから、まだ飲み込めていないところがあるのですが、まず大ざっぱに2点、大学に向けて教員の確保ということがひとつの課題だというふうに考えているのですが、それについて数だけでなく、魅力ある講師陣の編成といいますか、そういうようなことについての見通し、それから更に学生さんについて、今、少子高齢化ということでございまして、公立で授業料その他、それから生活しても名寄は比較的物価も安いというような、物価といいますか生活費が安いというようなこともありまして、そういう有利な条件があつて満度の定員を確保できる、私立の中には随分定員割れで経営的に大変だという大学も聞いておりますけれども、その点について学生さんを満度に確保できる見通しがあるのか、当然あるのをもとに計画を立てられているというふうに思いますが、その辺についての見通しなり、ご努力の経過をご説明いただければと思います。

以上でございます。

堀江委員長：はい、どうぞ。

中尾参事官：教員の関係でまずお尋ねをいただきまして、実は教員に関しましては、大学設置審に基準がございまして、栄養につきましては教員10名プラス助手5名と。この5名のうち管理栄養士を持つ助手が3名以上。それから栄養のこの10名の教員のうち1名は内科医、これが必要になります。それから社会福祉学科につきましては教員12名。それから看護学科につきましては教員12名プラス助手が6名と。それから教養につきましては教員10名と。今予定をしております3学科の学生数規模から考えますと44名の教員が必要になります。このうち2分の1以上は教授を充てると、これが設置審の基準になっておりまして、現在鋭意教員の確保につきましては全力で当たっておりまして、目下手だてがついていないのが看護の1領域、ここについてまだ名前リストアップがされておられませんので、現

在全力で当たっているところであります。

それから、栄養学科につきましては現短大教員を主体として構成が可能と考えておりますけれども、社会福祉学科はもともと生活科学専攻というベースはあるものの、やはり新しい領域ですし、更に看護につきましては相当数を教授職になりますけれども、外部から招聘をするということで、ここににつきましては通常の担当別の教員とは別に、ぜひ看護学科、或いは社会福祉学科の核になって、その学科をリードしていただける先生も今想定をしてお話をさせていただいております、一定の感触を得ているところでございます。

それから、学生の確保、ご指摘のとおり不安は今の時代ですから当然あるわけですが、実は論議をしている中で、ひとつはきちんとしたノウハウを持っているところに状況を分析をしていただくということで、実はリクルート社の方にこの種の分析作業を依頼をした経緯がございまして、その中で現在の高校生かたぎといたしますか、気質を見ますと、将来の職業に役立つ知識、或いは資格を取得するということが魅力があるということでございまして、私どもが今進めております看護と栄養と社会福祉の分野につきましては、高校生の職業観あるいは学校選びの中で、極めて上位に位置づけがされているということもございまして、

また、大学でありますから、当然しっかりとした教育をして、実社会で評価をいただくということが重要なわけでありまして、これらの4大化後のポジショニングといたしますか、名寄が大学に移行したときに道内の大学間でどのぐらいの位置になるのかという予測をしていただきまして、これにつきましては道内で十分競争力を持つ大学になるということで分析結果を得ております。

それから、もうひとつは私ども十数年来ちょうど夏休み期間を利用して東北、それから全道エリアで300校ぐらい学校訪問というのをしております。この中でちょうど4年制移行の計画が持ち上がったときに、今そういう計画を進めていると、進路指導の先生なり、或いは先生が預かってらっしゃる生徒さんの考えはどうでしょうかというお話をしたときに、もう既に短期大学を志望する学生は極めて少なくなっていると。是非その作業は早く進めてほしいと、こういうお話をいただいております、私どもそれぞれの学科の間口が50名という極めて少人数教育でありますので、学生の確保については不安は持っておりません。以上でございます。

堀江委員長：ほかにございますか。
どうぞ。

上口委員：風連の上口です。

今日の日程はわかっていたのですが、仕事を始めまして夢中になりましておれませんでした。申し訳ございませんでした。

ちょっと1点お聞きしたいのですが、この学校は魅力のある中身のように、生徒さんも集まるかもしれませんが、予算面では交付税をある程度当てにしている内容のよ

うでございます。今義務教育でも何か国の方ではある程度地方の方に任せるようなことを考えているようでして、国の財政そのものがもう破綻しかかっているような、どちらかといえば破綻しているといってもいいのではないかと思いますけれども、今年あたりでも半分ちょっとぐらいしか税収がないような形であるというふうに私は思っているのですが、その中で交付金そのものがこれからもずっとある程度今と同じような形で当てにできるのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思うのですが。

中尾参事官：原則論から申しますと、国のスタンスは義務教育は市町村の責務であると。高等学校は都道府県の責務であると。大学教育は国がなすべきことであると。こういう基本的なものは国も持っているのですけれども、ただ、いかんせん例えば医者であるとか、或いは看護師であるとか、管理栄養士であるとか、どうしても私立の大学と国立大学では賄えない人材養成という部分がございます。国もその辺の公立の必要性というのは十分認識をされているというふうに考えておきまして、交付税につきましては若干の変動はあるもののその大きな動きはないと。特にマクロの意味での交付税総体の確保ということでは、相当国も絞り込みをしておりますけれども、大学費にかかわる参入分については一定の確保がされるのではないかと。

ちょっと9ページをご覧くださいますと、先程もうちょっと説明をさせていただきましたけれど、平成16年度のベースはマイナスの9.5%ですが、しかし一方大学の家政系、これは私どもが今予定をしております栄養学科がこれに当たりますけれども、ここの部分で見ますと平成14年度で75万が15年度で86万4,000円、さらに16年度では106万1,000円と逆に大きく伸びていると。ですから実際の公立大学を持っている自治体の運営状況を勘案して、よりその実態に合った参入を手だてしていると、こういうふうに考えておきまして、特に今後ここの部分で大きくカットされることはないだろうと、こんなふうに考えております。

堀江委員長：ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

堀江委員長：なければ、次に進めてまいりたいと思いますが、準備室の皆さんには大変勤務終了後のこと、ありがとうございました。随時ご退席くださって結構でございます。

堀江委員長：それでは、次にその他の(2)懇談会のまとめにつきまして、事務局の久保参事から説明を受けたいと思います。

久保事務局参事：事務局の久保です。

資料につきましては、表紙の次のページですけれども、1ページに縦長の資料を用意して

ございます。説明をさせていただきたいと思います。

この新市の建設計画小委員会の『懇談会』の開催概要ということで、会議の開催状況につきましては、7月に1回、8月に2回、9月に2回と、計5回の開催をしております。そこに記載のとおりでございますのでご参照いただきたいと思います。特に第5回のこの懇談会の中で一定のまとめをさせていただきましたので、そのまとめを2番目の新市建設計画への反映ということで、この懇談会の目的でありました趣旨に沿いましてそれぞれまとめたものでございます。説明をさせていただきます。

まず、総論といたしまして、自治基本条例の制定であります。また合併後の一体性の確保ということでございます。また3つ目には地域の存続ということで、これを総論としてこの5回の懇談会の中でそれぞれ委員の皆様のご確認をいただいたということで掲載をさせていただきました。

尚、次のローマ数字の から までにつきましては、新市の将来構想の5つの施策の柱があったかと思いますが、その柱ごとにまとめたものでございます。左半分の方は基本理念等々として盛り込む事項でございます。それを受けまして右側の方に建設計画の施策、或いは事業等で項目を出して盛り込もうというものを掲載しております。説明いたしますので、後程ご確認をいただきたいと思います。

まず、1番目の住民自治・地域自治組織の確立ということで、基本理念といたしましてはそこに記載のとおり1つ目の部分ですけれども、現行の行政区・町内会は双方の地域の設立背景・歴史・性格上の差異はあるが、年月をかけて認め合い、理解し合って自治会等への移行を目指すというものであります。2つ目では自治区の制度設計を進めていくというものであります。3つ目では参画を基本とした地域コミュニティの形成をしていこうというものであります。4つ目では上記を含めまして、総合計画策定やまちづくりに当たり、住民参画や協働を基本とした取り組みを展開しようという確認でございます。

施策等につきましては、1つ目のコミュニティ形成に係る統一イベントの開催。2つ目にはまちづくり懇談会等の開催、継続といってもいいかもしれません。3つ目では住民参画による歴史・文化事業の継承・発展でございます。4つ目には地域コミュニティ形成に向けたイベント等の推奨ということで上げております。

次に、2番目の保健・医療・福祉の充実ですけれども、基本理念の中に盛り込む部分といたしまして、幼保一元化の検討、施設の効率的な管理運営ということでございます。

次の右の方に を2つ載せてございますけれどもミスプリであります。、 でございます。ご訂正願います。1つ目には幼保一元化に向けた検討・研究体制の整備であります。2つ目にはこれは福祉施設の関係でございますが、委託等も含めまして管理運営形態の見直しを行おうという確認でございます。

次に、3番目の環境生活基盤の整備ということで、基本理念といたしまして、1つ目、総合的なごみ対策及び施設整備を行おうというものであります。2つ目では総合的な利雪克雪対策の推進を行おうというものであります。3つ目では効率的な道路整備及び管理を行おう

というものであります。

右の方にそれぞれ施策事業ということで掲載しておりますが、1つ目、ごみ分別及び減量化に向けた啓蒙普及及び条件整備を行おうということであり、特に分別に当たってはストックヤード等の確保等を図っていこうというものであります。2つ目では現行処理施設の延命推進ということで、これはごみの分別、減量化にもつながりますが、そういう推進をしていこうというものであります。3つ目ではごみ焼却施設の検討をしていこうと。焼却という部分での検討をしてみようということであり、これは法律の規制等々を見きわめながら進めていっては如何かという意見に応えたものでございます。4つ目では北国生活に配慮した住宅の推奨ということであり、5つ目では雪処理に係る啓蒙普及ということで、これは住民意識の啓蒙普及ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。6つ目には雪エネルギーの研究及び活用ということで、もう既に活用されておりますけれども、更に研究していこうというものであります。7つ目には協働による管理の充実ということで、これは施設管理であります、また住民作業困難力所の解消をしていこうということで、現行の機械の有効利用を図っていこうというものでありますし、場合によっては導入していこうということであり、

次に、4番目の産業の振興でありますけれども、まず1つ目に理念といたしまして、農業生産基盤の確立に向けた試験・研究の充実であります。2つ目には憩いと休養の場づくりを主とした観光の振興であります。3つ目には新市・地域特性を活かした観光イベントの創設であります。4つ目には環境に配慮した森林整備の推進であります。

これに応えまして、施策・事業等につきましては、まず1つ目に農業振興中核施設の整備であります。2つ目では公営牧場の利活用ということで、草地更新も含めた整備をしていこうというものであります。3つ目では平成16年度で完了となります「中山間等地域直接支払制度」等の継続の状況を見て、これらの取り組みをしていこうというものであります。4つ目では保養施設の整備ということで、現行の保養施設等々の整備を図っていこうというものであります。5つ目には名寄、風連の代表的なイベントの継続・発展であります。6つ目には、失礼しました。この未流木の「流」が「立」という字でございます。ミスプリでございます。訂正しお詫び申し上げます。

五番目でございますけれども、生涯学習・文化・交流の推進ということで、3点基本理念として盛り込もうというものであります。1つ目、効率性・機能性に配慮した施設の充実。2つ目では「学習の里」構想ということで、これは委員の方からも意見ございました。人材・自然・施設を活かした体験学習の推進であります。3つ目では交流の推進ということで、理念の方に盛り込もうというものであります。

これに応えまして、建設計画に盛り込む施策事業等で、1つ目では文化ホールの整備であります。2つ目には体験学習など受け入れ体制の整備であります。3つ目では体験学習施設の整備ということであります。2つ目と3つ目は重複するかもしれませんが、一応項目出しをしたというものであります。4つ目では住民主体の各種交流事業の推進ということ

で、継続をしていくことを基本に盛り込んだものでございます。

以上が5回の懇談会で項目出しをしたまとめということで説明をさせていただきました。

堀江委員長：説明及び資料内容についての質疑、ご意見がございましたらどうぞ。
はい、どうぞ。

上口委員：上口です。

ごみの減量化の関係で、自分で考えてみて、商品の包装の関係で、これは必要のないというものがたくさんあるように思うのです。ですからこれはこの町村ばかりでなくて、これは全国的な問題だと思うのですけれども、そういうものを輪を広げて減量化にするのもひとつの方法でないかなと思うし、そのことが必要でないかなと思うのですが、如何でしょうか。

堀江委員長：過剰包装ということですね。

上口委員：ええ、そういうことです。

久保事務局参事：ご指摘の向きは、私もそのとおりだと思います。

建設計画の中に盛り込むかどうかということは、後程、建設計画の内容に入ったときにまた確認をしていただきたいと思います。今はそういう運動をすべきではないかということだとか、或いは国、道等々にそういうふうな啓蒙普及をということでもありますので、特に建設計画というよりも日ごろから改善していくべきではないかと思っておりますので、風連町、名寄市の所管課の方に申し伝えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

堀江委員長：ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

4. 議 事

堀江委員長：それでは、ないようでございますので、次の議事に入りたいと思っております。

それでは、もとに戻りまして、協議第1号 新市財政計画について、事務局から説明を受けたいと思っております。

尚、この財政計画につきましては、本日配付の議案につき、内容を理解した上での議論には非常に時間的にも若干難があると思っておりますので、本日のところは説明を受けまして、質問と基本的な意見をいただくことにとどめ、次回での議論をいただくよう取り計らっていきたいと考えておりますけれども、このような取り仕切りでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

堀江委員長：それでは、事務局の久保参事より説明をいただきます。

久保事務局参事：ご苦労さまです。

事務局の久保ですが、それでは資料といたしましては、2ページになりますけれども、この資料をお開きをいただきたいと思います。実質的には3ページからということになりますが、推計方法ということで、この10カ年、或いは15年の推計の方法についてこれから説明をさせていただきたいと思います。基本的な確認事項ということでございますけれども、基本は平成16年度、今年度の予算、それから決算見込みを基本としようと思うのであります。また統計的な資料等を活用する場合には、過去の決算資料の平均値等を採用する、これも基本として押さえてございます。3つ目には現段階で将来の予測が可能なもの、これについてもそれぞれ加味していこうというもので、特に三位一体の改革等々の内容もこれに入れていく必要があるだろうということで、大きくこの3つを基本に推計をしようというふうな考え方で、これは名寄市、風連町の財政担当課長、それから幹事会の中で数回にわたり議論を重ねまして推計したものでありますので、その点についてもご理解をいただきたいと思います。また土別市・朝日町の担当の方からもその推定方法について情報交換等も行っておりますので、その点についても前段お断りをさせていただきたいと思います。

それでは、3ページですけれども、この表の見方でありまして、推計の方法として、歳入科目、それから個別算定、合併した場合ということで分けさせていただきますが、個別算定というのは基本的にそれぞれの自治体の数値を合算するための算定方法でありますので、基本的に個別の押さえをしていこうということと、それから合併した場合にその要因となるもの、後程説明しますが、それらについては単純の合算で済まないものについては、その要因を加味するというふうな仕分けでありますので、その点についてもご理解をいただきたいと思います。

まず、の地方税であります。これは各市町の税金それぞれを統計に基づきまして合算したものでございます。特にこの地方税の部分で三位一体の改革を受けた税制改革が行われようとしておりますけれども、この行方で一定程度こういう形にした方がいいのではないかとされるものでございますが、個別算定の上から2つ目の「・」ところの、市町民税所得割でございますが、現行の個人の所得割につきましては課税標準額で3区分で税率が設定されておりますけれども、これにつきましてはフラット化の方向に行くということで、税率10%に推計を持っていこうという考え方でありまして、それ以外につきましては現行のそれぞれそこに記載のとおり、現行のものを合算して使おうというものであります。

ちなみに、この税率10%に移行した場合、名寄市、風連町ともに1.5倍ほどの所得割の税額が上がる推計をしておりますので、申し上げておきたいと思います。これを税金の取扱いの中ではこういう考え方で整理しているというものでございます。

次に、の地方譲与税等々につきましては、これも平成16年度の数値で横ばいの推移をしていこうというものでありまして、合併した場合は合算をしようというものであります。

次に、4ページでありますけれども、地方消費税の交付金であります、これも人口の変化に応じて推計をしようと思うものであります。ここでは三位一体の改革では消費税の増税の部分も一部出ておりますが、不確定要素が高いということで、ここでは加味しないという考え方でございます。

の地方特例交付金につきましては、先程の所得割やたばこ税の変化に応じて推計をしようというものでございます。合併した場合も同様の考え方でございます。

、ここでも地方交付税・普通交付税と特別交付税ありますが、先程、短大の4大化の中での説明と重複する部分もあるかと思いますが、ここでも一定の交付税の特別会計の入り口、出口ベースの乖離の解消に向けて削減されるものと推定ということでありまして、概ねそこに記載のとおり2割減額されるものと見込みまして、平成23年度まで段階的に削減しようという考え方であります。またこの10カ年につきましては、旧市町村単位にそれぞれ交付税が算定されるということを受けているものですから、合併した場合もそういう算定方法でいくのであろうということでありまして、特に平成24年度以降については人口の変化に応じて推計していこうという考え方であります。

尚、この16年度における地方負担分の割合分、印の箇所では削減額等々について記載をしているところでございます。

また、その一番下のところでございますけれども、この印であります、平成17年度の政府の交付税の予測を先般出ておりましたので、これも17年度に採用しようということで、そういう交付税の全体での落ち込みが臨対債も含めまして3.7%減という数値をもって推計をしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

また、中段にございますが、過疎債の交付税算入分を見込むということで、この過疎債につきましても借入額の95%を充当することができまして、後程説明しますが特例債の充当率と同じでございます。また交付税の算入される額であります、これも70%算入されるということで、特にこの償還額にそういう交付税で算定をされるということでありまして、この過疎債につきましては3年据え置きで現行で両市町は12年の償還をもって対応しているということでございます。利息は1.5%で、これも含めて交付税に推計に入れているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、特に右側の方はここに記載のとおり推計についてはそれぞれ10カ年についてはそういう形になりますし、5カ年間の推定方法も先程、個別算定の部分を整理し推定していこうというふうに考えておりますが、特に削減率を記載しておりまして、平成33年度には27年度の0.92268の割合と記載してございます。10カ年については後程、表を見ていただければわかると思うのですが、現行の交付税算式で積算されるというものであります、11年目から5カ年間については段階的に激変緩和措置をかませながら減額される考え方で推計をしています。

これらを踏まえまして、そこに記載のとおり基準財政需要額等々、それから2市町の合算人口とか面積との重回帰分析によって推計される削減率を採用すると、0.92268に計

算されるとご理解をいただきたいと思います。この重回帰分析、私もよく勉強していませんので詳しくは説明できませんけれども、一定の数値をもとにそれぞれ統計的な手法をもって解析をするという手法でございますので、一定の統計手法で分析をした削減率だというふうにご理解をいただきたいと思います。その括弧の中に記載されているのは、交付税の算定の式をそれぞれ今申し上げました重回帰分析によって積算をしたものとお考えをいただきたいと思います。

次に、合併特例債交付税算入分ということで、17年3月までに合併の議決をし、かつ18年3月までに合併をした場合、この特例債ということで対応されるわけですが、これにつきましてはここに記載のとおり合併特例債交付税の算入分、先程過疎債で説明した内容と同様のものを加味していこうというものでございます。

また、合併直後には後程説明いたしますが、臨時的経費に対する財政措置分、5カ年間で2億7,000万を加算するという、これ一定の算式がございますが、これも加えてございます。計算式につきましてはそこに記載のとおりでございます。

また、合わせてこの推計の中では、この風連町の生活保護費は現行では道の方で対応していますが、新市になりますと市の方で対応するというので、一定の交付税措置があるということでございますので、これも加算しようというものでございます。これが地方交付税の考え方でございます。

次に、特別交付税でございますけれども、まず個別算定のところをご覧いただきたいと思えます。これも普通交付税の推移に連動するものということで、そこに記載のとおりでございます。

また、合併をした場合の特別交付税の措置ということで、そこに記載のとおり通常分に合併に伴う特別交付税措置4億2,000万を加算しようというものであります。これも合併の支援措置ということでございますので、算出方法につきましては、記載のとおりでございます。増加人口につきましては風連町の人口ということで、国勢調査の数字でございますが、5,568人を掛けたものと補正係数でございますけれども、これは20%未満というということで、これも合併後の国勢調査の数値では3万3,328人でございます。5,568名を3万3,328人で割り返しますと20%を切れるということで、そういう補正係数については1.00となります。

次に、交通安全対策交付金等々でございますが、これも横ばいで推移させて、合併後合算をしようというものでございます。

次に、国庫支出金では、国庫支出金に対する各費目の財源構成比、12年から14年度の加重平均について推計をしようというものでございます。特にその削減については名寄市の16年度の削減額等々を踏まえまして、それぞれ推計を出しているということでございます。

また、この国庫支出金の中には、先程の交付税の措置の分とも重複しますが、風連町的生活保護費分で補助金の取り扱いとなる部分についてこれも加算しようというものでござい

ます。

それから、合わせてこれも合併市町村補助金ということで、合併をした場合の補助金が下記の表とございますけれども、この表によりまして算出をされます。算出につきましては風連町は5,000人を超えて1万人以下ということで3,000万円、それから名寄市は1万人を超えて5万人以下ということで5,000万円ということで、合わせると8,000万円、これの3カ年ということで2億4,000万、これを国庫支出金の中に入れようというものであります。

次に、道の支出金であります。先程、国庫支出金と同じような考え方でありまして、平成12年から14年度までの加重平均について推計しようというものであります。またこの道支出金も国庫支出金に連動するものでございまして、先程の部分で16年度の削減もここで加味していこうというものでございます。これらの合算額を合併した場合に採用するというものであります。

次に、の財産収入、寄附金、諸収入でありますけれども、これも平成14から16年度の最小値で横ばいで推移しようというものであります。

次に、6ページをお開きいただきたいと思えます。

繰入金でありますけれども、繰入金につきましては平成16年度末の基金残額見込額を基本に、平成18年度以降は歳入の不足分について基金を繰入金として取り崩すものとして推計しよう。基金を使い果たした年度以降はゼロとするということで、これはあくまでも推計で、これは実質的な財政運用に当たってはこういう形にはならないと思えますけれども、一応推計をする上でこのような取り扱いをするということで、ご理解をいただきたいと思えます。合併した場合も同じような形で取り扱おうというものでございます。

次に、繰越金につきましては、前年度の剰余金を次年度に繰り越すというものでございます。

次に、地方債でありますけれども、通常債は普通建設事業費に起債率を乗じて算出しようということで、平成12年から14年の加重平均を使うということでございます。臨時財政対策債については、平成16年度の数値で継続起債としようということでございまして、また過疎債も含めようというもので、先程の説明と重複いたしますが、そういう形をとらせていただきたいと思えます。

次に、合併した場合の取扱いということで、合併特例債の建設事業分の10割ということで、10カ年で76億4,000万円を。同様に基金、これも特例債で適用できますけれども、これも一定の算式で10割を3カ年で11億7,000万円として起債の対応をしようというものでございます。通常債についても加算しようということで、推計についてはそういう取り扱いをしていこうということでございます。特に合併特例債の部分でありますけれども、ひとつ目の合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置ということで、これは合併後10カ年について適用されますが、それらを地方債に組み入れようというものでございます。

次に、合併特例債の起債可能額といたしまして、実質的に一定の算式でございますが、2つ下の 印に標準全体事業費の算出方法ということで180億円×それぞれ記載してありますけれども、それらの数値を当てはめていきますと80億4,000万円程ということになります。これに起債の充当率と特例債の充当率が95%ということで、先程説明しました76億4,000万に相当するものでございます。

次に、普通交付税の算入額ということで、算入額は70%ということでございます。

説明の方ですけれども、ちょっと表の右の方をご参照いただきたいと思います。表の右側の方に合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財政措置ということで、これも合併特例債の適用がされるということで、先程11億7,000万という説明申し上げましたが、この下記の方に記載している計算式では、標準基金の希望の算式で計算しますと12億3,000万でありまして、これの95%を掛けたものが11億7,000万だにご理解をいただきたいと思います。これは国の方で示している係数を使っておりますので、計算はそういう形になるというものでございます。

次に、歳出ですがまず 人件費でありますけれども、この個別の算定のところを見ていただきたいと思います。特にこの個別の算定では名寄市は平成19年度から議員の定数を現行から4名減らすという方向づけをされていることで、これは改選期からということになるかと思いますが18名で計算をしておりますし、また風連町につきましても単独のシミュレーションの中では6名減と、10人となっておりますので、これらをまず個別の算定で計算しています。報酬等々については16年度の数値で横ばいで推移させようというものでございます。職員数につきましてもそこに記載のとおり風連町は1人ずつ、名寄市は3人ずつ削減、17年度から21年まで対応する考え方で、ここでは単独で推計する場合にはそういう取り扱いにとした考え方に沿って記載しています。

ただ、合併したときには合併効果あるいは効率性を考えまして、右側の方にそれぞれ記載しておりますけれども、特に議員につきましても現行の在任特例を採用するということだとか、定数のことも既に基本項目等の検討委員会の方で決まっておりますので、それを採用いたしまして、在任特例につきましても1年1カ月、或いは在任特例の期間後は26名の定員をもって臨むという考え方で、そこで計算を起しております。

また、市長など、特別職についてはそれぞれ1人ということでございますし、またこれらの特別職の給与についても2市町のうちの高い方にとりあえず推計をしてみたということでございます。

それから、職員につきましても、合併後10年間で79名削減しようということでございまして、この基本的な考え方については、職員の退職する年次それぞれ個別に数字が変わるわけですけれども、基本的な考え方といたしまして、一けたの風連町、名寄市の職員が退職した場合は、7割程度補充をしようという。二けたの人員が退職される場合については6割程度ということで、この辺を補充していくという考え方で10カ年で79名の削減をしようという考え方で推計をしようという考え方で考えている部分でございます。

次に、 の物件費であります。これも16年度値で横ばいで推移させるということでございます。

次に、 維持補修費も同じ考え方でございます。

次に、 扶助費につきましては、そこに記載のとおり社会福祉費を基本といたしまして、16年度値で調整しようということですが、特に合併後につきましては風連町の生活保護費分が加算されますので、これをプラスしていこうという考え方でございます。

次に、 補助費等でございますけれども、平成16年度で横ばいで個別判定をしていこうというものですけれども、特にこの合併した場合のところをご覧いただきたいと思いますが、2行目からありますけれども、合併後10年間で道内市部の補助費等と人口・面積で求められる重回帰式により、先程申し上げました数値を使って一定の統計的な手法でございまして、これらについても新市の額がこの数値に段階的に削減できるようにしていこうというふうな形で推計しようというものでございます。

それから、 公債費でありますけれども、平成16年度起債見込額までの地方債ということで、そこに記載のとおりであります。また個別の算定値の合算に、先程申し上げました合併特例債分や通常債分を加算しようということでございます。特に合併特例債の金利についてはこの時点での想定ですけれども、金利は2%、償還期間は3年据え置き、15年償還で算出したものでございます。

次に、8ページでありますけれども、 繰出金、各市町の見通しによるということで、それぞれ個別算定値を合算させていただきました。

次に、 の投資及び出資金・貸付金であります。これも16年度値で横ばいで推移させようというものでございます。

積立金でありますけれども、そこに記載のとおり黒字収支の場合、その2分の1を積み立てるというものでございます。合併した場合の取扱いについても同じような取扱いで対応していこうということでございます。

次に、 普通建設事業費でございますが、各市町の計画動向を踏まえて設定しようということで、概ね名寄市では後程説明いたしますが、15億円程度の建設事業費を見込もうという考え方が出されておりますし、風連町でも5億円程度に推移するのではないかとという考え方を踏まえまして、これらを合算した額ということで、若干それに1億円程、後程説明しますが、加味した額で推移していこうというものでございます。特にこの合併した場合につきましては、先程申し上げましたとおり、特例債の適用がされるということで、この有利債を活用していこうという考え方でございます。

以上が合併後の財政推計に当たっての基本的な考え方の説明でございます。

堀江委員長：はい、ありがとうございました。

非常に長い時間の説明でございましたので、10分程度休憩に入りたいと思います。

(休憩)

堀江委員長：それでは再開したいと思います。

先程、久保参事から説明がありまして、一応前段確認しましたとおり、本日は質問及び基本的なご意見を伺うということにとどめるということで了解をいただいておりますので、どなたか。

はい、久保参事。

久保事務局参事：先程、若干ミスプリがあったのですが、表の説明に入る前に、ミスプリといいましょうか、訂正をさせていただきたいと思います。

まず、4ページであります。4ページの特別交付税の欄の右側の合併した場合の欄であります。増加人口を合併人口で割った比率ということで20%未満の下に「20%未満以上」と記載していますが「20%未満」を削除させていただきたいと思います。

堀江委員長：20%以上、40%未満。

久保事務局参事：そうです。そういうふうにご訂正をお願いいたしたいと思います。

それから、6ページをお開きいただきたいと思います。これも右側の方の合併した場合の欄の3段目のところですが、印の上の方から3つ目に、普通交付税算入額というふうに記載しておりますが、その後ろの方に「起債可能額」となっておりますが、これは起債可能額ではございません。これを削除させていただきたいと思います。

以上が資料の訂正ということで、説明をさせていただきました。

続いて、横長の表で、大変小さい数字で見づらくて、ご迷惑をおかけしているかなと思いますが、表の見方の話をこれからさせていただきまして、ルーペ等々がありましたら後程ご確認をさせていただきたいと思います。

それでは、特徴的な分を説明したいと思います。9ページでありますけれども、合併した場合の推計結果ということで、前段説明いたしました内容を加味いたしまして、それぞれ推計したものでございます。特に地方税の方の2つ目の欄ですけれども、市町村民税の個人所得割、この推計では10%フラットにした場合に平成16年度の数値を見ていただきたいと思います。この数値が9億5,000万ほどございますが、これが平成17年度に10%のフラット化をいたしますと13億4,500万というふうに増額するというところでございますので、そういうふうな見方をさせていただければということで、ご説明を申し上げました。

次に、この欄でいきますと中段に地方交付税、普通交付税と特別交付税ということで記載しておりますが、この普通交付税の中には先程申し上げました特例債、過疎債等々の交付税に算入されるものをここに加味しているということであります。この6年度ということでこの数字では平成23年度、ちょっと見づらいのでありますけれども、59億6,900万、60億を切る数字がございまして、その翌年度、7年度以降に63億に増額をされるとの推計については、交付税算入率等々を加味していくと単純に20%の削減に至らない

という計算式でありますので、ご理解をいただきたいと思います。特に歳入については、個人所得割と交付税算入率を加味したものであるという見方をしていただきたいと思います。

尚、臨時財政対策債ということで、この歳入合計の下の方に6億7,800万が毎年推移させていますけれども、これにつきましては交付税と同様のものとの取り扱い(位置づけ)で考えております。尚、臨財債の取り扱いについては将来的にはなくなる可能性が高いわけでありまして、一応これが継続されたものということで推計しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、性質別歳出の状況ということでございまして、人件費の方でございますが、人件費の方も定員不補充を基本と置きますと、減額されてきますよという推計でございます。当然議員の報酬等々についてもそれぞれそこに記載のとおり削減されるということでございますので、ご覧いただきたいと思います。

特に、歳出の中で普通建設事業費、歳出合計の下から4段目でございますが、現行では平成14年から16年まで、27億から30億円程度の建設事業費をそれぞれ2市町合算しますと出てまいります。平成18年度以降についても最低20億円は確保しよう。先程、名寄市の財政改革の中では18年度以降15億円、或いは風連町は5億円ということで、これに2億円をプラスいたしまして22億円程まちづくり関係、或いは景気浮揚対策も含めて対応する考えで、幹事会でいろいろ議論いたしましたものでございます。10カ年ですから240億円ほど10カ年で建設事業費を見込もうと。内の3分の1程度に相当すると思っておりますけれども、特例債をこの中で活用していこうということでありますし、また過疎債も活用する考え方であります。

ただ、建設事業費については総合計画或いはこれから策定します建設計画の中で、各年次でそれぞれ突出する場合がありますけれども、現行では10カ年押しなべてこのように整理をしたというものでございます。事業の緩急でこの数値はそれぞれは変わるということでご理解をいただきたいと思います。

それから、11年目からは16億円程度ということで、これもできれば激変緩和といいたまうか、建設事業費については景気浮揚も含めて大きな要素もあるわけですので、最低ここは16億円程度は確保しようということで推計をさせていただいております。

以上、説明させていただきました。

尚、その下の方に総人口ということで、これも新市の将来構想の人口推計で採用したものを採用して、それぞれ財政推計にあたるということで、そこに記載をさせていただいております。

また、先ほどそれぞれ合併支援措置、本当に見づらくて恐縮なのでありますけれども、この支援措置も一番下の表に記載をさせていただいております。順番に説明させていただきたいと思いますが、合併直後の臨時的経費といたしまして2億7,000万ほど計上しますよということで前段説明をさせていただきました。18年度から5カ年、5,400万掛ける5カ年ということで、それらをここでシショウしていこうという考え方でございます。

それから、この合併支援措置の中に、特別交付税に加味されるものということで、先ほどもお話し申し上げましたが、これは4億2,000万ほどございます。これを18年からおおむね20年までの3カ年で2億1,000万、それから19年度で1億2,600万、20年度では8,400万ほど、初年度の方が多少必要経費としてはかかるだろうということで、ここを見込んでおるところでございます。

国庫補助金では、先ほど2億4,000万ほど一定の算式で出ますということでお話し申し上げましたが、2カ年を分割して見込んでおります。

それから、次の段ですけれども、特例債の建設事業費といたしましては7億6,400万を10カ年でそれぞれ現段階ではそういうふうに区分をしていこうと。これも先ほど申し上げましたとおり事業の高あるいは緩急によってこの額面は変動するというので、押しなべていくとこういう数字になるということでご理解をいただきたいと思います。

それから、特例債の基金でありますけれども、先ほど11億7,000万ほどございますよということで説明いたしましたが、これも3カ年を割り返しまして3億9,000万ほど3カ年でとりあえず基金として振り分けたものでございます。

その下の方の部分ですが、特例債の建設交付税、特例債の基金交付税ということで、これは交付税で算入される額ということでご参照いただきたいと思います。

次に、その下でございますが、これは80億4,000万の部分ですが、これは公債費の部分でございます。そこに記載のとおり公債費につきましては基本的に特例債は95%の対応ということで76億4,000万であります。残る5%についても一般単独事業債と起債をして、全額起債をしていくという考え方に立ちますと、こういう仕分けになるということでご理解をいただきたいと思います。

その下の基金造成分ということで、それぞれそこに記載のとおり、これも今申し上げました公債費の部分の歳計でございます。

最終的に歳入歳出の算式につきましては、平成18年度に黒字的なもので載っておりますが、それ以降はゼロで推移いたしまして、後段の方に行きますと9年度、平成26年度にはまた一定の歳入歳出の計算式では一定の数字として上がってきております。

基金の充当につきましては、先ほどシショウするというお話し申し上げましたが、そこにシショウする充当する額についてそこに記載をさせていただいております。

そういうものをもとに、基金残高の算式では平成18年度、合併1年度の20億8,600万からずっと16年間の推計をそこに記載してございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

なお、名寄市、風連町の推計については、先ほど申し上げました推計方法で算出したものということでございますので、この点についてはそういう説明は省略をさせていただきたいと思います。

なお、この推計結果ということで、生の数字で細かく分けて記載してございますけれども、今後の各市町村の財政計画等を見ていきますと、大ざっぱといたら何なのですが、余りこ

ういうふうに細かく記載してございませんので、その辺についてはまたこの委員会にお諮り申し上げながら財政計画のまとめ、あるいは比較等々のグラフ等の作成についても今後ご相談申し上げて、策定していきたいというふうな考えが立っておりますので、今日のところについては一定の生の数字を見ていただくということで説明をさせていただきましたので、この点についてもご理解をいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

堀江委員長：それでは、非常に見にくいというか、見えないというか、場面もあるうかと思えますけれども、ご意見をいただきたいと思えます。

はい、どうぞ。

東委員：考え方としてちょっとお伺いをしたいのですが、合併をして10年たった後、11年目からとの比較ということになるかと思えますけれども、例えば普通建設事業費でいうと、おおむね22億平均から16億平均に移ると。一方で一番下の欄の基金の活用ということで、ずっと10年間基金を使いながら財政運営をやっていって、11年からは基金を使わないというふうなシミュレーションになっています。こういう考え方であれば、例えばこの当初の10年間をもう少し我慢をするというか、そして基金を残してその11年目以降に激変緩和をしていこうというような考え方はあったのかどうかということをご教示いただきたいと思えます。

堀江委員長：はい、どうぞ。

久保事務局参事：考え方として、この建設事業費の考え方ですけれども、合併初年度から5カ年間ぐらいは厚く建設事業費を見込もうかと。段階的に将来に備えていこうかという議論も実はあったのですが、これから建設計画を立てて一定の何年次にどういうものを作るかということがとてもこれから考えていかなければならない部分もありまして、これがまた誤解される向きもあるうかということで、思い切って押しなべてそういうふうにしていこうという考え方で、とりあえず推計を出したということでありまして。

かつその激変緩和ということで16億が適当なのかどうか、ちょっとこれも議論したのですが、名寄市の単独で建設事業費を見ている部分が15億で推移していくということも加味いたしまして、それに1億プラスをしてそれまでには一体的な市の経営ができるだろうということ。あるいはこれは10カ年で行財政改革等々の部分について、人件費は見ておりますが、その他の物件費等々についてはそういうところは横ばいで推移するということを見てございません。これは当然この時の情勢に応じて、行財政改革をやっていくものというふうにご教示をいただきまして、できればここで今段階での推計についてはそういう行財政改革を加味しないでとりあえず出してみようという数字でありますので、その点についてはそうい

うふうな議論のもとで推計を出したというふうにしておりますので、ご理解できればお願いしたいと思います。

堀江委員長：ほかにご意見ございますか。

はい、どうぞ。

熊谷委員：熊谷です。

15年後のいわゆる歳入歳出の財政規模がこのシミュレーションの中でおよそ見通しを立てて、一定の数字として押さえられるということであれば、15年間の中では、今久保さんが言っていたように、どのように使うかということについてはいろいろこれから論議の中で変化は出てくると思うのですけれども、景気情勢なども含めてね。

それで、重要なのは10年後、15年後の収入規模あるいは支出規模、財政規模が今日の段階でとても私どもがこの数字がいいとか悪いという話にはなりませんので、十分その辺は意識をされて押さえられているということによろしいのかどうかということが一つですね。全体的な問題として。

あと、もう二つ目に、13年から交付税が下げられてきて、その対策として国が新たに臨財債を生み出してきていますけれども、ずっと臨財債の動向は極めてわからないというのが常識的な話で、むしろ事務局で言ったようになくなるという想定を考えて、言いつつ実際には6億7,800万ほどずっとフラットで数字を置いているのですけれども、この辺はどういうふうに理解したらいいのか、これにかわるものを何か期待をして数字を置いているのかどうか、シミュレーションの仕方として二つ目に聞いておきたいと思います。

あと、ちょっとこれは僕の理解不足だと思うのですけれども、個人所得税のフラットの関係は、もう既に税法改正された3,000円とか2,500円とか2,000円そのことを意味してのフラットではなくて、収入階位をもうフラットにしてしまったという推移なのです。それは現行収入、今日でなくてもいいのですけれども、それぞれの町民、市民の収入階位、部位があると思うのですけれども、フラットにした場合の個々の階層の影響額みたいなのは押さえられているのかどうか、非常に關心事かなという感じがしますので、3点目にお尋ねをしておきたいと思います。

あと、普通建設事業を今、東さんも言うておりましたけれども、頭の5年で少し厚くするか、後ろの方でどうするかという論議の部分かと思うのですけれども、これはかなり

過程の中でいろいろ変動要素があるという認識で受けとめさせていただきますけれども、数字だけ見ると最初の10年は20億から25億ということで、それ以降は16億でずっと動いていますけれども、印象としては非常にもともとこれの倍以上の数字がそれぞれあったような気がいたしますから、建設関係等々にかかわる1人にしてみれば非常に数字としてはびっくりする数字かなという感じがしているのですけれども、そこは経済情勢に変動しながら置きかえていくということの認識は立ちますけれども、ちょっと数字としてはき

つい数字かなという感じがしています。

それと5点目に、基金の積み戻しに対する考え方、一般的には年度、年度で財政調整基金は大体不用額などを足しながら積み戻しをしていく方向性というのをずっと手法としてはやっていますけれども、それを前提にして立てた数字がこのずっと右下がりしていくということで理解をされていいのか、積み戻しは当然前提にされている数字だと思えますけれども、その辺についてお尋ねをしたいと思えます。

あと、特例債の基金の積み立てに関する使い方については、これはちょっと説明あったのかもしれませんがけれども、特例債を活用して基金を積むというのがなかなか一般的には理解されないというところがあるでしょうけれど、それはそれでうまみがあるという理解の仕方もあるのですけれども、これは今回のシミュレーションの中ではどういうふうにして読みとったらいのか、全くそういうことは加味していないのかどうか。

最後になりますけれども、シミュレーション全体の中で財政係数はどこのポイントをぎりぎり起債制限比率にしても、公債比率にしても、幾つか主要な財政指標があると思うのですけれども、どこら辺をポイントに置いて、越えてならないところは当然越えないようにされているのでしょうか、係数の推移などについてはどういうふうにしてシミュレーションを立てたのかをお知らせいただきたいと思えます。

堀江委員長：はい、どうぞ。

久保事務局参事：質問が多岐にわたっておりまして、回答が抜けておりましたら、後ほどまた再質問ということでお願いをしたいというふうに思います。

全体を通してでありますけれども、この推計に当たっての基本的な考え方については、先ほど申し上げましたとおり、例えば建設計画にかかわるような部分、あるいは行財政改革にかかわるような部分、また首長等の施策にかかわるような部分というものは、新市になって多少の動きがあるだろうということで、総体で10年間で押しなべたというのが、特に建設事業費の部分についてはそういうふうに押しなべて、とりあえずその枠を確保してみよう。その確保した背景として議論した幹事会での議論ですけれども、一定程度のまちづくり、あるいは計画という分ていくと、夢も必要ではなからうかという、これ財政担当課長からもこういうご時世で一定程度のそういう財源を確保しながらシショウしてではどうかという意見がありまして、これも正副幹事長の判断をいただいて、この程度のものについては確保しようということで、この建設事業費の組み立てに入ったというものでございます。

それから、臨財債の関係でありますけれども、この臨財債につきましては、基本的に交付税を補完する措置ということで、この全体で交付税の20%の削減というところで、押しなべてやればその臨財債というものにこだわらないで、とりあえずそこで考えていただきたい。臨財債も含めて20%削減というふうな抑え方でいきますと、おおむね道が推計しております推計とも合致すると。これは財政担当課長とも議論を詰めて、そういうふうな取扱い

にしていこうということで、横並びに臨財債を掲載したという運びでございます。

それから、所得割につきましては、各市町の現行の所得割のベースであります。これは3階層で区分されていると。税率の方ですね。5%と10%と13%というふうに記憶しておりますが、それは10%にフラットするということで、特に風連町も名寄市も5%の課税をされている方が多いというふうなことで、それが10%にフラットした場合に税収が上がるという考え方で推計したものであります。ですから統計をベースにしながらそういう計算式を立てているということですので、全く根拠のないところでの推計ではないというふうにご判断をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどもございましたが、総合計画もそうですし、建設計画も前段2回目のこの協議会でも説明いたしましたが、建設計画についても変更計画等々の措置が必要になってくるだろうということですし、建設計画に基づいて新市でまた総合計画を策定するというような運びになるかというふうなことで、その策定段階でのこれから加味しなければいけないものがあるかと思いますが、建設計画の方で加味できるものについては、一定程度想定されるものということと、それから現時点で名寄市の総合計画で実施計画に盛り込んでいるもの、それから風連町が総合計画で盛り込んでいる実施計画、それらを想定いたしました、それらを組み入れてとりあえずこれから立てていこうという考え方でございます。

逐次これも現行の総合計画は単独でそれぞれの市町村が立てた計画でありますから、新市で総合計画を立てる時点では、それぞれそれらを踏まえながら、かつ新たな市に向かうという策定の方法になるかというふうに思ひまして、それができて、またかつローリングをしていくということで、その領域については今後詰まていくだろうということで、先ほど東委員にお答えした内容と全く同じでございますので、今回はあくまでもそういう総額でとらえたというふうに説明をさせていただきたいと思ひます。

それとあと、基金の取り崩しの関係であります。これも前段申し上げたとおり、それぞれ各年次の財政経営をしなければいけないということになるかと思ひますが、経営上の段階でそれぞれ基金はどの程度取り崩すというのは、それはその都度こういうご時世ですから対応しなければいけないということで、現行ではちょっと予想を立てづらい部分がございます。その分については推計についてはとりあえず取り崩しができるというふうなことで取り扱っていこう。これを施策として、あるいは首長の判断としてどんどん取り崩すという考え方ではないと。あくまでもある基金をシショウしていきますという考え方で推計したと。そこには政策判断が伴っていないというふうにお考えをいただいて、そして理解をしていただければというふうに思ひます。

それから、特例債の関係で基金造成に関する部分であります。これについてもどういふふうな部分に基金を積み立てた後に、どういふふうなものに事業に充てていくかということについては、これから先ほど申し上げました施策等の関係が出てまいりますので、それに応じて基金をシショウしていこうという考え方でございます。

ただ、どういふふうにこれを充当できるかということでもあります。この市町村の建設計

画に基づいてそれぞれ基金造成ができるということでございます。どういうふうな事業かという、ありきたりの文章で具体的にどういうものよと言われたら、ちょっと答えづらいのですが、合併後の一体性確立のための公共的施設の整備だとか、均衡ある発展に資する公共的な施設整備等々にそういう基金を充当していくという考え方でございます。

抽象的な説明で恐縮なのですが、現段階でお答えできる部分はそういう内容でございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。

熊谷委員：熊谷ですけれど、財政指標の押さえ方についてと。今日の時点ではおおよそ今の説明で理解をさせていただきますけれども、あと次回にいわゆる3区分のフラットの関係について、現階層との変動要素の数字をそれぞれ出しておいていただければと、このように考えておりますので、資料の請求をお願いをしたいと思います。

あと、皆さんもあると思いますので、漏れた部分だけご答弁いただければと思います。

それと、先日、名寄市の場合は中期財政計画が説明をされているのですが、それとの整合性はとれているということによろしいかどうか。

それと、それぞれ今計画を持っている総合計画、名寄は今19年までということで、おおよそそれらについてはもうベースとして押さえられているという前提で、風連も含めてそういうことでもいいかどうか、再確認という意味で。

以上でございます。あと再々は予定をしていません。

久保事務局参事：財政に関係する資料等につきましては、それぞれ財政担当課と詰めまして、次回お示しをしていきたいというふうに考えます。そういうことによろしいでしょうか。

二つ目の質問なのですが、名寄市の中期財政計画との整合性と、それから風連町の単独のシミュレーション、この点をどういうふうに整合性をとっているのかということでございますけれども、基本事項として押さえられるものについては、そこは加味していく部分もあります。それぞれ風連町あるいは名寄市、財政計画立てる場合には、行財政改革等々を加味しながら立てているというふうに承っております。

今回のこの推計については、行財政改革の部分は人件費等々については当然加味しましたが、それ以外のものについては物件費も含めて、先ほど加味していないということで、基本的に現行と比較をしてもらおうと。12年から14年までの加重平均値、あるいは16年度の決算見込み値を基本として、そこと比較をしてもらおうという考え方に立っておりますので、単純なそういう比較をするという意味でございますので、その行財政を加味したものと比較は、ちょっと比較にはならない部分も出てくるのかなということで、この辺も幹事会で十分議論させてもらいまして、できている部分は先ほど申し上げましたとおり名寄市の議員定数だとか、あるいは風連町の、先ほどしかられましたけれども、10人に削ってしまっ

たのはおまえの責任だと言われましたが、10人は単独のシミュレーション出ていまして、この辺も議会側とも一応採用して使わせてもらってよろしいかということで理解を得ながら、そういうふうに取り捨選択をして一定程度整理をしたというものでございますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

熊谷委員：熊谷ですけれど、再々質問はしませんけれど、とりあえず名寄市の場合については、中期財政計画だとか、いろいろ総合計画の後期の計画だとか、いろいろ数字がたくさん出ているのですけれど、データが。それらがどこまで整理されているかということについて、次回の方でもう一回、幹事会で十分何回かいろいろ論議はされているのでしょうかけれども、今までもらっている数字とどうしても対比をしなければならぬものですから、それに風連さんがきていますから、今は両方足したもののしか見ていないので全くわかりませんが、その辺わかるようにだけしておいていただければ、どれだけ織り込まれているのかということなどについて、それだけ委員長あと、取り計らい、次回の方でお願いしたいと思います。

堀江委員長：よろしいですね。ではよろしくお願いをいたします。
ほかにご意見ありますか。
はい、どうぞ。

川村委員：川村でございます。

3点ほどちょっと済みません。先ほど熊谷委員からも市町村税の個人の所得割、これも3区分から一律10%ということですが、これは確定したのか、予定されているのか、ちょっとその辺さっきもご質問あったのですけれど、お答えをいただけていないような気がしますので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから、普通建設事業費、これ先ほどもお話ありましたけれど、例えば1年目18年度で22億ほどということですが、例えばこの18年度で債務負担行為として支出を約束されているというか、消化計画もあるという金額は市町でどのぐらいの金額の割合でも結構ですけれど22億と見た場合にどのぐらいあるのか、2点目にお知らせをいただきたい。

それから、先ほどの説明の中で重回帰分析というのですか、これ詳しい説明受けても恐らく理解できないと思いますので、どのような要素を加味して分析をする方法なのかというのをもうちょっと詳しく教えていただければなと思いますし、それに関連して今合併効果というところは人件費を除いて余り加味をしていないよと。これからのことだよということですが、例えばさっき出ました土別朝日町あたりでは物件費、補助費、繰出金等についても10年間で1割ぐらいとかという、これはある程度目標でもあるのかもしれませんが、そんなシミュレーションもあるようでございますが、ほとんど例えば物件費については現状維持、ずっと人口減ってもそのままいくよというようなことでございますので、こ

の辺ちょっと経過としてどんなことがあったのかのご説明をいただきたいと思います。

以上、3点かな。

堀江委員長：はい、どうぞ。

久保事務局参事：まず、個人の所得割の関係ですが、これは税制改革の方向性が出ているというふうな判断で、この辺は信憑性が高いということで一応採用するということですが、その後変わった場合は再度見直すという構えでとりあえず推計立てようというふうに臨んだわけでございます。1点目はそういうふうなことで臨んだということでございます。

それから、債務負担行為の加味の部分ですけれども、これについては中におさまっているというふうにしておりまして、額面的なものを出せということであれば、後ほど資料的に出させていただきますというふうに思います。

それから、物件費等々の横ばいにした等々の理由はどうかということではありますが、この辺もとても将来の行財政改革の動向といいたいまいしょうか、例えば委託の推移だとか、そういうところを加味しないとできない部分があるだろうということで、そこに触れるとしたら、全部触れなければいけないだろうというふうに判断をいたしまして、そこは横ばいで一応推移しようという押さえ方をしたということでございます。基本的に各年次や、これは新市になってからの行財政改革、計画等々については、この辺を加味しながら整理されていく課題ということで、この推計の中ではそこまで議論としては入らないであろうということで、幹事会では整理したというものでございます。

それから、大変難しい言葉で重回帰分析ということで、もっと詳しく説明せいということですが、説明すればするほどわからなくなるのではないかとこのように思いますので簡単に、数学の得意な方がいれば、私の後の補完をしていただきたいというふうに思いますが、統計的手法の一つということで承っております。この回帰分析という部分については、要因となる数値ということで、例えば一つその要因となる数値が何点かありまして、それを踏まえて結果をある程度予測をして、そういうものを分析をした解析というふうに、私の手元の資料にはそう記載してございます。前段申し上げたとおり、本当は読み上げればいいのですが、読み上げてもわからないと思いますので、そういう数式であります。

難しいのは変動係数を使うということで、変数ということで一定ではない数を組み合わせ、最終的に式をあらわすというふうになっておりますので、そこはこれ以上の説明は私ギブアップですので、そういういろんな要因を集めて一定の推計を出すというものがこういう形で出ているということでもあります。

いろいろこの算式も調べてみたのですが、現行ではこういう一定のその要因をエクセルという表に落としますと簡単に計算ができるというふうなことを聞いておりますので、難しい算式についてはちょっと私もこれ以上説明できませんけれども、機械がやってくれるということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

堀江委員長：よろしいですか。
ほかにご意見ございますか。
はい、どうぞ。

上口委員：上口です。
ほかの方も質問していましたので、同じことをお聞きするのですけれども、何もわからない者が聞きますので、その辺了承いただきたいと思います。
それで、住民税が1.5倍ぐらい上がるという話だったのですけれども、税制改革で上がるのだったら仕方ないのだと思いますけれども、いずれにしても住民私たち自身がある程度また負担はしなければならないということは重々承知していますから、私自身は理解はできますけれども、町民の立場で考えたとしたら、合併して、おまえ早速5割も上がるのだったら、それは合併何のためにしたのだという気持ちがかかり出てくるのではないかなと思うのです。だからそこは極端な形にならないような方法を考えた方がいいのではないかなと思うのですけれど、いかがでしょうか。

堀江委員長：はい、どうぞ。

久保事務局参事：地方税法の改正ということ想定しての考え方で、税法を無視した進め方をするとということではございませんので、あくまでもそういうふうに変更されるだろうという見込みのもとで推計を上げるというふうに、お考えをいただいてよろしいのかなというふうに思います。

堀江委員長：はい、どうぞ。

石王事務局長：事務局長の石王でございますけれども、今税制改正に伴う部分でご質問ありましたフラット化の関係で、ちょっと補足をさせていただきますけれども、今3区分になっている13%、10%、5%というふうにそれぞれ住民の皆さんが課税標準額に対して税率がかかっております。それで名寄市の場合を参考に今お話しさせていただきますと、13%課税の方は全体の2%弱でございます。10%課税の方が30%弱、5%課税の方が63%ぐらいなのです。ですから5%課税の方が10%になると2倍の課税額になって非常に税負担が高くなると、このように考えられますけれども、今三位一体の改革の中での全体での税制改正の中で、所得税から住民税に移行するということでありまして、住民税は5%から10%に上がりますけれども、その分は所得税の　　の中で、所得税の方を削減すると。ですから税負担はそれほど大きくは変わりません。かといって税負担がその分なりま

すけれども、名寄でいいますと3億2,000万円ぐらいの税収が伸びます。大変うれしいなという思いがありますけれども、今やっている三位一体の改革の補助金削減なり、交付税の削減と、それと税源移譲と、その全体のトータルの中でやるものですから、税収は上がりますけれども補助金が減るだとか、交付税が削減されるだとかと、そういうふうな部分で喜んでいる状況ではない状況でありまして、住民負担も所得税の方での税率が減るだとか、また非課税の場合はどうだとかいろいろな部分が今検討されておりまして、18年までに一定の方向が出るというふうなことでシミュレーションをしているということでありまして、合併したから住民税が急に上がるということではなくて、今制度の中でやっていることをこのシミュレーションの中に入っているということでご理解いただければと思います。

(テープ交換)所得税を落とす場合には国全体の問題だと思えますから、国1列になると思うのです。恐らく所得税そのものはこういう地帯は恐らく低いのではないかと思うのですけれども、集まる金額が。そうした場合にはやっぱり結果的には同じ割合にはならないのではないのでしょうか。

堀江委員長：よろしいですね。ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」の声)

堀江委員長：それでは、質問等がないようございますので、次の議題に移らせていただきます。

5. 次回の小委員会の開催について

堀江委員長：4番目、次回の会議日程でございます。

事務局から説明をいただきます。

久保事務局参事：事務局での開催の予定ということで、これはご都合等々もあろうかと思しますので、とりあえずご提案をさせてもらおうというふうにご案内をさせていただきたいと思えます。

先ほど申し上げましたとおり、この財政推計を基本として財政計画、それからいよいよ将来構想を基本とした新市の建設計画の策定に入ることになるかと思えますが、10月の末までに一定のたたき台をつくることのできるのかなというふうに考えております。

事務局で考えた日程につきましては、10月の28日でありますけれども、委員の皆さんのご都合が悪ければ日程の変更等、委員長の手元で整理をしていただきたいと思います。また時間についても秋の夜長でございますし、場合によっては10月末には降雪等の部分もあろうかなと思えます。その辺も時間帯についても委員長の手元で整理をしていただいて、お願いをしたいと思いますし、また会場につきましては次回は風連町ということになっておりますので、その点についても整理をしていただきたいと思います。また議題につきましては、先ほど申し上げましたとおり新市の建設計画、それから財政計画を議題として、ご審議をい

ただきたいというふうに思います。

委員長の方であると お願いします。

堀江委員長：ただいま、事務局の方から28日、雪も降るかもしれないので日中がというご意見もございましたけれども、先ほど28日は都合が悪いという人が随分いたわけですが、いかがなものでしょうか。

どうしてもという方はおられるでしょうけれども、それでは午前中ということになると久保さん、何時からがよろしいのですか。

久保事務局参事：時間は皆様のご都合のいい時間帯で構わないと思います。

堀江委員長：一応は9時がスタートですけれども。

9時という意見もございますけれども、9時でよろしいですか。事務局いいですか、9時で。

久保事務局参事：ただ、ちょっとよろしいでしょうか。名寄市の委員の方については、8時半に出発というふうになります。それでよろしければ。

堀江委員長：それでは、10月29日9時30分から、風連町役場の3階大会議室で第7回の新市建設小委員会を開催するというご希望を申し上げます。

それでは、以上で終わるのですけれども、議事の方はないわけでございますけれども、皆さん新聞紙上でごらんになった方もあろうかと思っておりますけれども、川村委員長がやっております自治組織の検討委員会の開催状況というか、概要報告を事務局の方でしたいということでございますので、どうぞ。

久保事務局参事：一昨日の10月の6日午後6時30分から市役所の4階大会議室におきまして、第2回目の自治組織の検討委員会を開催させていただきました。その中では細部については省略いたしますが、住民説明会でのこの自治組織に係る意見をまず1点踏まえた部分と、合併に入る際に地域自治組織設置に係る確認事項がありますので、そこを踏まえましてその整理をさせていただきました。

現行のその法律であります。合併特例法あるいは自治組織に係る自治法の改正は5月の26日に改正に係る公布がされたわけですが、ほとんどが政令にゆだねるというそういう法律の趣旨でございますけれども、政令の公布の予定が11月の末ということで、それを待っていると議論が展開しないということ踏まえまして、現行の法律を想定してそれぞれ合併特例区を置く場合に必要な法律手続をしようということ、その風連町を区域として合併特例区を設置するという確認と、それに必要な、これも法律で定めのあるものですが

も、規約の素案についてそれぞれ確認をさせていただき意味で、それを提出させていただきました。

結審には至っておりませんが、規約の内容については法律の中にあるものをそれぞれ加味しているということでございまして、特に議論の部分につきましては、特例区で行う事務事業、それから管理する施設、これにつきましては規約に定めなければいけないというふうなものがございまして、特に風連町の方で制度設計したものの中に一定程度単費で行っている事務事業、それから地域特性を有する施設管理という部分をとりあえずたたき台として出しまして、次回の検討委員会の中でこれらを中心に議論していくと。また現行では事務事業の一元化に係る調整が進められておりまして、それらの整合性もとりながら、特例区の手務事業の取扱いについて決めていこうという確認をしたところでございます。

また、名寄市の区域に設置をしようという自治区の取扱いであります。これにつきましても合併後に自治区を設置するということで、この取扱いについても現行の中で示されております小学校区を単位として設置しようというところ、基本的なところを押さえて、新市になってからそれぞれこの自治区の制度設計を鋭意進めていくというふうな確認をしたところでございます。以上が地域自治組織の検討委員会の概要でございます。

なお、この委員会には、先ほど堀江委員長が申しあげました川村委員が委員長になっておりますし、堀江委員長もこの委員会に出席しておりますし、また太田副委員長、それから上口委員ということで、この委員会からも出席しておりますし、イケダ委員も出席しておりますから、もし私の説明で補完があれば補完をしていただきたいというふうに思います。

事務局からの説明は以上でございます。

堀江委員長：検討委員に入っている皆さんから何か補完的なご意見があれば伺いますけれど、先に。

(「なし」の声)

堀江委員長：それでは、なければ皆さんから何かご意見ございますか。
はい、どうぞ。

熊谷委員：名寄のその自治区の取扱いについては、合併以降という話をしているけれどもね、そういう方向でいいのかどうかということについて、少しでも姿形がわかるような議論の促進をお願いをしたいのですけれども、よろしく願いをいたします。

堀江委員長：意見として聞き置くということでもいいですか。よろしいですか。

久保事務局参事：ちょっと説明が失念しておりました。

この自治区の取扱いということで、名寄市の自治区は現段階で小学校区を基本に設置することとするが、合併前の名寄市の市民意見という分です。及び住民組織の意見等を十分に踏

まえるというのは、合併の説明会で多々住民との合意形成が必要だろうという向きがありましたのでこれを踏まえると。それから新しい自治の姿については、新市の関係条例、あるいは総合計画との関係もありますということも踏まえて、合併後にそういう準備ができるように進めていこうという確認であります。よろしいでしょうか。

堀江委員長：ほかにございますか。

(「なし」の声)

堀江委員長：なければ、これで閉じたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

6. 閉 会

堀江委員長：それでは、第6回の小委員会を閉会したいわけでございますけれども、特に合併協議については11月の末からまた住民説明会がございまして、非常に小委員会も大詰めを迎えております。初回及び第2回目で皆さんと確認したとおり、新市の建設計画は合併特例法により定め、道の許可を受けることが必要となってまいりますし、またこれが合併の判断材料として非常に重要な役割を担うというふうに認識をしております。

次回の会議からは財政計画と並行して新市建設計画の策定に入ることとなっておりますが、非常に会議が、次回の会議もそうでございますけれども、反復したり集中したり、またこれまでの時間帯の夜という時間帯が、事務局からもありましたとおり朝からというような会議も考えられます。非常にこの小委員会に関しましては和気あいあいということではございませんけれども、皆さんの相互認識あるいは相互理解を基本とした委員会で、非常に私としてはいい雰囲気の中で会議が進められているというふうに認識をしておりますので、いよいよ最終段階に入ってきたということでございますので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、第6回目の小委員会を閉会といたします。

どうも本日はご苦労さまでした。